

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 四 号

平成十二年三月七日(火曜日)

午後零時十五分開議

出席委員

委員長 松岡 利勝君

理事 金田 英行君

理事 宮本 一三君

理事 鉢呂 吉雄君

理事 一川 保夫君

赤城 徳彦君

今村 雅弘君

河井 克行君

北村 直人君

栗原 博久君

園田 修光君

藤本 孝雄君

谷津 義男君

石橋 大吉君

木幡 弘道君

漆原 良夫君

佐々木洋平君

中林よし子君

菊地 薫君

理事 松下 忠洋君

理事 小平 忠正君

理事 宮地 正介君

稲葉 大和君

大石 秀政君

木村 太郎君

熊谷 市雄君

塩谷 立君

野呂田芳成君

二田 孝治君

安住 淳君

大石 正光君

佐藤謙一郎君

井上 喜一君

菅原喜重郎君

藤田 スミ君

農林水産大臣

農林水産政務次官

農林水産委員会専門員

玉沢徳一郎君

谷津 義男君

外山 文雄君

委員の異動

三月一日

補欠選任

大石 正光君

同月七日

辞任

木部 佳昭君

補欠選任

大石 秀政君

第一類第八号

農林水産委員会議録第四号

平成十二年三月七日

同日

辞任

大石 秀政君

補欠選任

木部 佳昭君

三月三日

青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律案(内閣提出第三二二号)

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格
安定法の一部を改正する法律案

大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格
安定法の一部を改正する法律

(大豆なたね交付金暫定措置法の一部改正)
第一条 大豆なたね交付金暫定措置法(昭和三十
六年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正
する。

題名を次のように改める。

大豆交付金暫定措置法

第一条中「及びなたね」及び「又はなたね」を削
り、「行なう」を「行う」に改める。

第二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改
め、「又はなたね」を削り、「第四条」を「第四条
第一項又は第二項」に、「調整販売計画等」を「同
条第一項の調整販売計画等」に改め、同条第二
項及び第三項を次のように改める。

2 前項の交付金の金額は、生産者団体等こと
に、次項の規定により定められる交付金の単
価に、大豆の生産者からその生産に係る大豆
の売渡しの委託(当該委託を受けた大豆の集
荷の業務を行う者からの当該委託に係る大豆
の売渡しの委託を含む)を受けて農林水産
省令で定める期間内に当該生産者団体等が販
売した大豆(大豆の販売価格の低落がその生
産者の経営に及ぼす影響を緩和するための積
立金であつて農林水産省令で定める基準に適
合するものの積立てに要する費用を大豆の生
産者が生産者団体等に支払う旨の定めがある
契約に係るものに限る)の数量に相当する数
を乗じて得た金額とする。

3 交付金の単価は、農林水産大臣が、販売す
ることを主たる目的として大豆の生産を行つ
ていると認められる生産者の生産費その他の
生産条件、大豆の需要及び供給の動向並びに
物価その他の経済事情を参酌し、大豆の再生
産を確保することを旨として定めるものとす
る。

第二条第四項中「基準価格及び第二項の農林
水産大臣の定める数量」を「交付金の単価」に改
め、「又はなたね生産」を削り、「大豆又はなた
ね」を「大豆」に改め、同条第五項中「基準価格、
標準販売価格、第二項の最低標準額及び同項の
農林水産大臣の定める数量」を「交付金の単価」
に改め、同条第六項中「基準価格及び第二項の
最低標準額」を「交付金の単価」に、「おおむね収
穫期前の期間内」を「翌年産の大豆につき」に
改め、同条に次の二項を加える。

7 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に
著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある
場合において、特に必要があると認めるとき
は、交付金の単価を改定することができる。

8 第五項及び第六項の規定は、前項の規定に
よる交付金の単価の改定について準用する。
この場合において、第六項中「毎年、翌年産
の大豆につき、政令で定める期日までに定め
て」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるも
のとする。

第三条を次のように改める。

第三条 次条第一項又は第二項の規定により同
条第一項の調整販売計画等の承認を受けた生
産者団体等が前条第二項の農林水産省令で定
める期間内に販売した大豆の銘柄別の販売価
格の平均額が、大豆の標準的な生産費として
農林水産大臣が定める金額を超えるときは、
同条第三項の規定にかかわらず、当該生産者
団体等が販売した当該銘柄の大豆について
は、農林水産大臣の定めるところにより、そ
の交付金の単価(同条第七項の規定により交
付金の単価が改定された場合にあつては、そ
の改定後の交付金の単価)を減額するものと
する。この場合において、同条第二項中「次
項の規定により定められる」とあるのは、次項
及び次条第一項の規定により定められる銘柄
別の「販売した大豆」とあるのは「販売し
た当該銘柄別の大豆」と、数量に相当する数
を乗じて得た」とあるのは「数量に相当する数

をそれぞれ乗じて得た金額を合算した」とす
る。

2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の農
林水産大臣が定める金額について準用する。
第四条の見出し中「承認」の下に「及び変更の
勧告」を加え、同条第一項中「又はなたねを削
り」、「第六条第一項」を「次条第一項」に改め、同
条第二項中「第六条第一項」を「次条第一項」に改
め、同条に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前二項の規定による承認
をした調整販売計画等が大豆の販売事業の適
正かつ確実な実施上不適当となつたと認める
ときは、その調整販売計画等を変更すべきこ
とを勧告することができる。

第五条を削る。

第六条第一項中「種類等別の基準価格」を「銘
柄別の交付金の単価」に、「各種類等別」を「各銘
柄別」に改め、「又はなたねを削り、同条第二
項中「又はなたね」を削り、「種類等別の基準価
格」を「銘柄別の交付金の単価」に、「各種類等
別」を「各銘柄別」に改め、同条を第五条とす
る。

第七条中「及びなたね」を削り、同条を第六
条とし、同条の次に次の一条を加える。
(報告及び検査)
第七条 農林水産大臣は、この法律の施行に必
要な限度において、国内産の大豆の生産者若
しくは生産者団体等に対して必要な事項の報
告を求め、又はその職員に、これらの者の事
務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、
書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場
合には、その身分を示す証明書を携帯し、関
係人に提示しなければならない。
3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯
罪捜査のために認められたものと解してはな
らない。
第八条を次のように改める。

(罰則)

第八条 前条第一項の規定による報告をせず、
若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理
人、使用人その他の従業者が、その法人又は
人の業務に関し、前項の違反行為をしたとき
は、行為者を罰するほか、その法人又は人に
対して、同項の刑を科する。

(農産物価格安定法の一部改正)

第二条 農産物価格安定法(昭和二十八年法律第
二百二十五号)の一部を次のように改正する。
第二項の見出しを、「(買入れ)」に改め、同条第
一項中「甘しよ、生切干、甘しよ、でん粉、馬鈴
しよ、でん粉、なたね」を「かんしよ、生切干、かん
しよ、でん粉、ばれいしよ、でん粉」に、「売渡の申
込」を「売渡しの申込み」に改める。

第四条の見出し中「甘しよ、及び馬鈴しよ」を
「かんしよ、及びばれいしよ」に改め、同条中「売
渡の申込」を「売渡しの申込み」に、「甘しよ、で
ん粉又は馬鈴しよ、でん粉」を「かんしよ、でん粉又は
ばれいしよ、でん粉」に、「甘しよ、又は馬鈴しよ」
を「かんしよ、又はばれいしよ」に、「売渡の対価」
を「売渡しの対価」に、「基く」を「基づく」に改め
る。

第五条第一項中「買入の」を「買入れの」に、
「左の各号に」を「次に」に、「はかり」を「諸り」に
改め、同項第一号中「甘しよ、生切干、甘しよ、で
ん粉又は馬鈴しよ、でん粉」を「かんしよ、生切干、
かんしよ、でん粉又はばれいしよ、でん粉」に、「甘
しよ、又は馬鈴しよ」を「かんしよ、又はばれいし
よ」に改め、同項第二号中「なたね又は」を削
り、「農業パリテイ指数に基き」を「農業パリ
テイ指数に基づく」に、「参しやくして」を「参酌
して」に改める。

第八條第二項中「あつ旋を」あつせん」に改める。

第八條の二の見出し中「甘しよ又は馬鈴しよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に改め、同條第一項中「甘しよ生切干、甘しよでん粉又は馬鈴しよでん粉」を「かんしよ生切干、かんしよでん粉又はばれいしよでん粉」に、「甘しよ又は馬鈴しよ」を「かんしよ又はばれいしよ」に改める。

第九條第一項中「甘しよ及び馬鈴しよ」を「かんしよ及びばれいしよ」に、「本項を」この項」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の大豆交付金暫定措置法(以下「新法」という。)の規定は、平成十二年産の大豆から適用する。

2 平成十一年以前の生産に係る大豆及び平成十二年以前の生産に係るなたねに係る交付金の交付については、なお従前の例による。

第三條 平成十二年産の大豆に係る新法第二條第六項(新法第三條第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、新法第二條第六項中「毎年、翌年産の大豆につき、政令で定める期日までに」とあるのは、「平成十二年産の大豆につき、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の一部を改正する法律(平成十二年法律第号)の施行後遅滞なく」とする。

(地方自治法の一部改正)

第四條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一大豆なたね交付金暫定措置法(昭和

三十八年法律第二百一号)の項を削る。

(農林水産省設置法の一部改正)

第五條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第六十三号、第五條第五十一号及び第二十六條第二項中「大豆なたね交付金暫定措置法」を「大豆交付金暫定措置法」に改める。

第六條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第三項第三号中「大豆なたね交付金暫定措置法」を「大豆交付金暫定措置法」に改める。

理 由

需要の動向に応じた大豆の生産の確保を図るため、大豆に係る交付金について、農家所得に販売価格が適確に反映されるようその金額の算定方式を変更する等の措置を講ずるとともに、なたねの生産の状況にかんがみ、大豆なたね交付金暫定措置法及び農産物価格安定法の対象からなたねを除外する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月十三日印刷

平成十二年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B